

令和 7 年第 7 回総会

山武市農業委員会会議録

令和 7 年 7 月 7 日 開会

令和 7 年 7 月 7 日 閉会

令和7年第7回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年7月7日（月）午後3時30分
場 所 山武市役所 第6会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 今 関 良 知
議 事 議案
（1）非農地証明願について
（2）農地法第3条の規定による許可申請について
（3）農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
（4）農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について
（5）農業経営改善計画認定申請に関する意見について
（6）青年等就農計画認定申請に関する意見について

出席委員（15名）

欠席委員（2名）

出席農地利用最適化推進委員（17名）

欠席農地利用最適化推進委員（3名）

出席事務局職員（4名）

◎日程

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議事録署名人の指名について
- 日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 議案第1号 非農地証明願について
- 日程第5 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
- 日程第7 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について
- 日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- 日程第9 議案第6号 青年等就農計画認定申請に関する意見について

令和7年7月7日 山武市農業委員会 議長 今 関 良 知

◎開会

議長

これから令和7年第7回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は15名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

欠席委員は、議席番号3番高野委員、議席番号12番廣口委員です。

お諮りいたします。

日程第1、会期の決定について及び日程第2、議事録署名人の指名について、議長が決することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。会期は本日1日限りとします。議事録署名人は、議席番号10番布施委員及び議席番号11番小山委員を指名いたします。

◎報告

議長 日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。通知の概要を事務局が報告いたします。

(事務局報告)

議長 報告事項が終わりました。

◎議案第1号

議長 議案の審議に入ります。
日程第4、議案第1号、非農地証明願についてを議題とします。
概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長 概要の説明が終わりました。
申請番号1の現地調査の結果を小川推進委員に求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。
先日、現地を確認してきましたが、周りは木々に囲まれていて、59m²と小さく細長い土地で、農地として利用していくことは困難な土地だと思います。地元としては、非農地とすることについて何ら問題はないと思いますので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号15番小川委員に求めます。

小川委員 議席番号15番小川です。
ただいま推進委員の説明のとおりでございまして、非農地とすることに問題はございません。御審議のほどよろしくお願ひ

いたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。本件土地を非農地として証明することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件土地は非農地として証明することに決定いたしました。

◎議案第2号

議長

日程第5、議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

概要の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

それぞれの案件について調査を実施しておりますので、担当委員から調査結果の報告を求めます。

申請番号1の報告を鈴木推進委員に求めます。

鈴木推進委員

地区担当推進委員の鈴木でございます。

申請番号1について説明をいたします。

この案件は、売買による所有権の移転です。譲受人は市外在住の農業者でありますが、申請地近隣において現在水田を耕作しており、今回、譲受人の経営規模拡大及び譲渡人の規模縮小の意向により売買を行う運びとなりました。

先日現地を確認しましたところ、きれいに水田として利用されておりました。また、今後も継続して耕作をする旨を確認しております。地元としても何ら問題はございません。御審議の

ほどよろしくお願ひいたします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号 17 番井野委員に求めます。

井野委員

17 番井野です。

ただいま推進委員が説明したとおりでありますと、何ら地元としては問題ございません。

権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願ひいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 1 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号 2 の報告を戸村推進委員に求めます。

戸村推進委員

それでは、隣接地区推進委員の戸村といいます。

申請番号 2 について御説明いたします。

今回、売買による所有権の移転でございます。譲渡人は遠方に住んでおり、農地が管理できないということで、譲受人は自宅から近いということであります。そして、以前譲渡人から譲受人へ無償で貸しておりましたが、今回、譲受人の方に売買の話がまとまったそうです。

現地につきましても、管理がされており、問題はないかと思います。御審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号 10 番布施委員に求めます。

布施委員

10 番の布施でございます。

ただいま戸村推進委員の御説明がございまして、私も現場を確認してまいりまして、問題ないと見てまいりました。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 2 を許可することに異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

続きまして、申請番号 3 及び 4 は関連する案件でございます。

お諮りいたします。

申請番号 3 及び 4 を一括審議してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

異議なしと認めます。

申請番号 3 及び 4 は一括審議といたします。

申請番号 3 及び 4 の報告を戸村推進委員に求めます。

戸村推進委員

地区推進委員の戸村といいます。

申請番号 3、4 につきまして、御説明いたします。

これも売買による所有権の移転でございます。譲渡人は経営規模縮小、また、譲受人は経営規模拡大ということで話がまとまりました。

また、先日現地を確認してきましたけれども、現在水稻も栽培されており、順調な生育でございます。地元としても何ら問

題ないと思いますので、御審議よろしくお願ひいたします。
以上です。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号 10 番布施委員に求めます。

布施委員 議席番号 10 番の布施でございます。
ただいま戸村推進委員の御説明がございましたとおり、私も現地を確認してまいりまして、問題ないと見てまいりました。
権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号 3 及び 4 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号 5 の報告を佐瀬推進委員に求めます。

佐瀬推進委員 隣接地区推進委員の佐瀬です。
5 番について説明いたします。
これは所有権の移転、売買です。譲渡人は遠方に住んでおり、管理ができないためです。譲受人については、規模拡大の為です。
現地の田ですけど、もう長く耕作されておらず、荒れた状況になっております。まずはきれいに管理してから、少し時間をかけて耕作をしていくそうです。地元としては、問題はないようです。
以上です。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号4番小川委員に求めます。

小川委員

4番小川です。

ただいま佐瀬推進委員さんが説明したとおりでございます。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号5を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

続きまして、申請番号6の報告を小川推進委員に求めます。

小川推進委員

地区担当推進委員の小川です。

売買による所有権移転です。譲渡人は耕作予定がなく、また、現地に行きましたけれども、非常に変形した土地であります。また、譲受人はすぐ隣に土地を持っており、そこを購入して家庭菜園をしたいということです。地元としては何ら問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号5番上山委員に求めます。

上山委員

議席番号5番の上山です。

ただいまの小川推進委員の説明のとおりでございまして、私も現地確認等を行いました、問題ないと見てまいりました。

権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしております。御審議のほどよろし

くお願ひいたします。

議長

補足説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号 6 を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

申請番号 7 の報告を加瀬推進委員に求めます。

加瀬推進委員

推進委員の加瀬でございます。

売買による所有権の移転でございます。譲渡人につきましては、既に自分では耕作をされていない土地、また、譲受人については、自宅また耕作地から近く利便性がよいため、このお話をとったということで聞いております。

今年度は、申請時期の都合で他の方に作業を委託しているようですが、現地の水田を確認したところ、きれいに水稻が植わっております。来年度は譲受人が積極的に水稻を作るということで、現地でお話をされておりました。地元としては何ら問題ないと考えております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

推進委員の報告が終わりました。

補足説明を議席番号 2 番佐瀬委員に求めます。

佐瀬委員

議席番号 2 番の佐瀬です。

ただいま加瀬推進委員の御説明のとおりでございまして、私も現地確認等を行いまして、問題ないと見てまいりました。

権利者については、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号7を許可することに御異議のない方の举手を求めます。

(举手全員)

議長 举手全員です。本件は許可することに決定いたしました。
申請番号8の報告を佐瀬推進委員に求めます。

佐瀬推進委員 地区担当推進委員の佐瀬です。
申請番号8番について説明いたします。
こちらは売買による所有権の移転です。譲渡人は、自宅から遠く耕作に不便なため、売り渡したいとのことです。譲受人は、横芝光町を中心に作業を行っていますが、今回規模拡大ということで、山武市の申請となりました。
現地につきましては、この間、見に行きましたところ、きれいに水田として管理されていましたので、地区としては何ら問題ないと思います。御審議のほどよろしくお願ひします。

議長 推進委員の報告が終わりました。
補足説明を議席番号9番石井委員に求めます。

石井委員 議席番号9番の石井です。
ただいまの佐瀬推進委員の御説明のとおりでございまして、私も現地確認等を行ってまいりましたが、問題ないと見てまいりました。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

採決いたします。申請番号8を許可することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

◎議案第3号

議長

日程第6、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

申請番号1の概要説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

概要の説明が終わりました。

状況の説明を佐瀬推進委員に求めます。

佐瀬推進委員

地区担当推進委員の佐瀬です。

議案第3号の1番について説明いたします。

これは営農型太陽光発電施設の3年間一時転用の更新申請です。もう既に4回目ぐらいになると思います。

パネルの下では主に生姜、里芋、さつまいも、らっきょう、じやが芋等を生産していくとのことです。本日、現地確認してまいりました。農地はよく耕作されており、里芋など生育はおおむね順調のようです。特に問題はないと思われます。

以上です。

議長

状況の説明が終わりました。

現地調査の報告を古川委員に求めます。

古川委員

議席番号6番の古川です。

先ほど現地を確認してまいりました。議案第3号、申請番号1についてですが、内容は佐瀬推進委員が説明したとおりでございます。本件は一時的な利用であることから、農地法第4条

6項ただし書及び農地法施行令第4条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。御審議のほどよろしくお願ひします。

議長 現地調査の報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。
採決いたします。申請番号1を許可相当として意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定いたしました。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題とします。

申請番号3は、議席番号9番石井委員に関連する案件でございます。また、申請番号9及び10は、議席番号4番小川委員の案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条において議事参与の制限が規定されております。これにより、審議の方法についてお諮りいたします。

申請番号3並びに申請番号9及び10を除いて一括して審議し、その後、申請番号3、次に申請番号9及び10を審議したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。
この議案は、申請番号3並びに申請番号9及び10を除いて一括して審議し、その後、申請番号3、次に申請番号9及び10を審議いたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。

まず、申請番号1及び2並びに申請番号4から8まで、並びに申請番号11から17までを採決いたします。

申請番号1及び2並びに申請番号4から8まで、並びに申請番号11から17までについては、原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

申請番号3を採決いたしますので、石井委員は退室願います。

(石井委員 退室)

議長

申請番号3を採決いたします。申請番号3は原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

石井委員の案件が終わりましたので、同委員の入室を求めます。

(石井委員 入室)

議長

申請番号9及び10を採決いたします。
小川委員は退室を願います。

(小川委員 退室)

議長

申請番号9及び10を採決いたします。申請番号9及び10は原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めま

す。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

小川委員の案件が終わりましたので、同委員の入室を認めます。

(小川委員 入室)

◎議案第5号

議長

日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

お諮りいたします。

この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

この議案は一括審議といたします。

議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。

番号ごとに推進委員の報告を求めます。

番号1の報告を櫻田推進委員に求めます。

櫻田推進委員

地区担当推進委員の櫻田です。

こちらは更新の申請となります。本人は、息子さんとともに、また実習生としてベトナム人を3名雇って、ネギを中心とした経営を行っております。面積、量とも安定した経営を行っております。最近パイプハウスを借りまして、30棟ほど整備しております、地域でも大きなネギ農家として頑張っております。後継者もしっかりとしておりますので、何ら問題はないと思います。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

議長

次に、番号 2 の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

更新となります。ネギを中心とした露地野菜の経営を行っています。ネギは、気候変動対策として引き続き輪作体制を取り、緑肥・堆肥の活用、土作りを積極的に行うということでした。

また、現在、臨時雇用 3 人体制でやっているのですが、今後は常時雇用 1 人、臨時雇用 3 人の体制に変えていきたいということでした。よろしくお願ひします。

議長

番号 3 の報告を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。

本案件については新規ということになっております。この方につきましては、本人また父、母ということで、ネギを中心に露地野菜を栽培しております。面積もこれから多くということで、2町歩から 2.7 町歩ということで目標を掲げております。何ら問題ないと思ひますので、御審議のほどよろしくお願ひします。

議長

番号 4 の報告を佐瀬推進委員に求めます。

佐瀬推進委員

地区担当推進委員の佐瀬です。

番号 4 について説明いたします。

新規です。他県出身の方で、住宅メーカーを辞めて農業大学校で学んで、昨年より農業を始めまして、現在は J A 山武郡市を通じてトマトを出荷して頑張っています。よろしくお願ひいたします。

議長

番号 5 の報告を川島推進委員に求めます。

川島推進委員

番号 5 、こちらは更新になります。水稻の生産を現在行っています。水田の凹凸が多いので、レーザーレベラー等を導入

しまして、作業の省力化等を図るということです。よろしくお願ひします。

議長 番号 6 の報告を加瀬推進委員に求めます。

加瀬推進委員 地区担当推進委員の加瀬でございます。

更新の申請となります。御本人は妻及び両親とともに水稻を中心として経営を行っております。申請者はまだまだ若い方なんですかけれども、現在、地域の中核農家として、また、現在計画中の圃場整備事業八田地区の担い手にも位置づけられているそうです。本人と先日、お電話でお話ししたところ、これからも頑張りますということで、地元としては何ら問題ないと考えております。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 番号 7 の報告を佐瀬推進委員に求めます。

佐瀬推進委員 地区担当推進委員の佐瀬です。

こちらは法人の新規の申請です。施設野菜と露地野菜の複合経営を行っていて、今現在、手作業によるところの作業が多いため、認定後は積極的に機械の導入を図っていきたいとのことです。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 推進委員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑なしと認めます。

採決いたします。本議案は原案のとおり承認することに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本議案は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

日程第9、議案第6号、青年等就農計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。
議案の説明を事務局に求めます。

(事務局説明)

議長

議案の説明が終わりました。
状況の説明を伊藤推進委員に求めます。

伊藤推進委員

地区担当推進委員の伊藤です。
番号1について説明いたします。
変更です。2年前に就農しており、露地野菜、人参、レタス、ブロッコリー等を作つておられます。
畠の現状は80a、目標190aで、変更前は170aです。
目標の令和11年には、年間所得3,932,000円、変更前は3,813,000円、年間就労時間は2,000時間以内で変更なしの安定した農業経営を目指すということでありました。よろしくお願いします。

議長

状況の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認めます。
採決いたします。本議案は原案のとおり認定すべきものとして意見を付すことに御異議のない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本議案は原案のとおり認定すべきものとして意見を付すことに決定いたしました。
以上で、本日予定した議案審議等は全て終了いたしました。

◎その他

議長

その他の件について、皆様から御意見等ございませんか。
事務局から報告事項があるようですので、許可します。

(事務局説明)

議長 買受適格証明願に関わる公売農地の落札結果の報告がありました。

報告にあったとおり、落札者による当該土地の第3条申請があった場合は、許可書を交付することになります。

◎閉 会

議長 以上で、本日の総会を閉会といたします。